

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 6 日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府中央区本町 3－5－7	
氏名 清水建設株式会社 関西支店	
専務執行役員支店長 山下 浩一	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06－6263－2846	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	清水建設株式会社 関西支店 （主な事業所 （仮称）大阪府北区堂島浜二丁目計画）
事業場の所在地	大阪府大阪府中央区本町3-5-7 （主な事業所 大阪府大阪府北区堂島浜2丁目1-1-25）
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 24,084,480,353円
③従業員数	598名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ・杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙による。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		別紙集計表による
	排出量		
	（これまでに実施した取組） ・工法の改善 ・実寸発注の実施 ・リサイクル率の高い業者の選定 ・梱包材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙集計表による
	排出量		
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記の取り組みを実施予定 ・ユニット化持込 ・維持修繕しやすい構造、部材等の採用 ・部材PC化の推進 ・分別のさらなる徹底		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 木くず・金属くず・ガラス陶磁器類・廃石膏ボード・廃プラスチック・コンクリートがら・がれき類・アスファルトコンクリート類
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチックについて、さらに有効な細分化をして分別する予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量		別紙集計表による t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

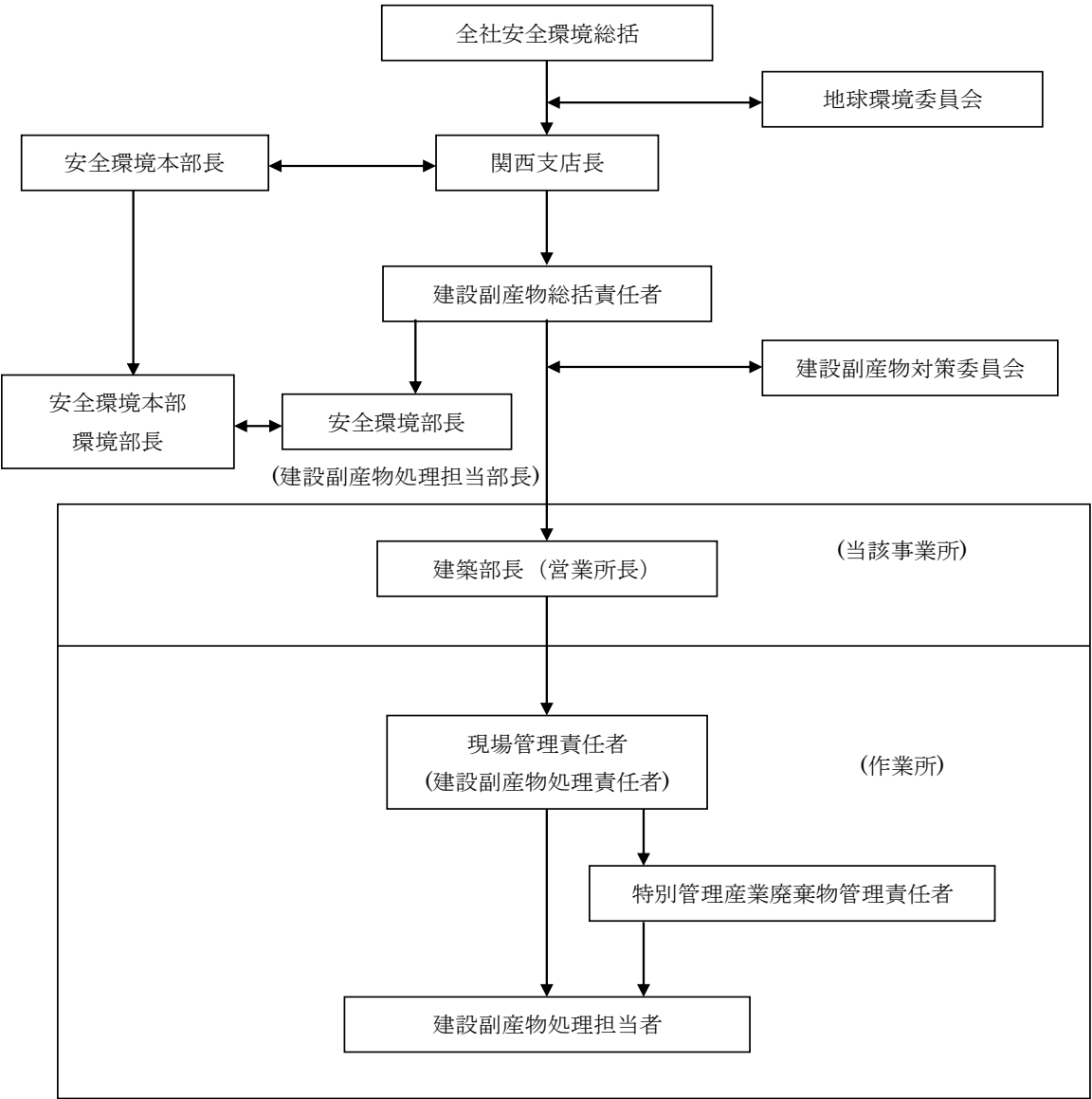
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量	t	t	
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		別紙集計表による	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。 ・電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・リサイクル率の高い処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、 熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況														(⑩＝ ①-②-③-④+⑤-⑥-⑦＝⑪+⑬+⑮+⑰)					②+⑧	③+⑨
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量 (t)	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑪ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑫ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑬ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑭ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑮ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑯ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑰ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑱ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑲ ④のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量		
コード	名 称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)		
同右半角	「建設工事等から発生する主な建設系廃棄物」の種類・コード参照	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量のうち自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑧の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却等の中間処理した量(⑮～⑰を除く)	⑩の量のうち、委託して焼却等を行っている処理業者への委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)				
100	燃え殻																	0	0			
200	汚泥	51,906									51,906	29,706		22,200		22,548		0	0			
300	廃油																	0	0			
400	廃酸																	0	0			
500	廃アルカリ																	0	0			
	廃プラスチック類	76	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	0	76	0	56	0	0			
	600 廃プラスチック類	76									76				76		56	0	0			
	2430 廃プラスチック類(石綿含有)	0									0			0	0		0	0	0			
700	紙くず																	0	0			
800	木くず	71									71	71				63		0	0			
900	繊維くず																	0	0			
1200	金属くず	5									5			5		1		0	0			
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	165	0	0	0	0	0	0	0	0	165	0	0	0	165	0	94	0	0			
	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	47									47				47		40	0	0			
	1322 廃石膏ボード	117									117				117		54	0	0			
	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	0									0			0	0		0	0	0			
	がれき類	36,669	0	0	0	0	0	0	0	0	36,669	34,744	0	0	1,922	4	5,562	0	0			
	1500 その他のがれき類	1,922									1,922				1,922		193	0	0			
	1501 コンクリート塊	33,160									33,160	33,160					5,321	0	0			
	1502 アスファルト・コンクリート塊	1,583									1,583	1,583					48	0	0			
	2440 がれき類(石綿含有)	4									4					4		0	0			
	建設系混合廃棄物	636	0	0	0	0	0	0	0	0	636	0	0	0	636	0	258	0	0			
	2010 建設系混合廃棄物(安定型)	0.3									0.3				0.3			0	0			
	2020 建設系混合廃棄物(管理型)	636									636				636		258	0	0			
	2410 建設系混合廃棄物(石綿含有)																	0	0			
	水銀使用製品産業廃棄物	2									2			2		2		0	0			
合計		89,529	0	0	0	0	0	0	0	0	89,529	64,520	0	0	25,005	4	28,584	0	0			